

## 西ノ島町コミュニティ図書館基本計画・基本設計・実施設計業務（Q&A）

質問書に対する回答は次のとおりです。

Q：質問の回答日が10月11日で、書類の提出期限が10月12日となっておりますが、提出期限を延ばすか、部分的に回答日を早めることを検討していただけないでしょうか。

A：部分的に回答日を早めるため、これまでのQ&Aを公開することにしました。

Q：連休と離島なので郵便物が届くか心配です。

A：そのあたりを考慮して、締切日の前日10月11日の消印有効とします。

Q：協力事務所は、参加者と重複してもよろしいでしょうか。

A：応募者（参加者）からは、他社がどこの協力事務所なのかは見えませんが、協力事務所は重複しているかわかると思います。よって、4-（1）-イのとおり複数の協力事務所はできません。

Q：設備や構造や積算の協力事務所にも一級建築士事務所登録が必要か。

A：構造設計や設備設計は、建築設計事務所の中の体制であって、今回の協力事務所の意味は、「基本計画」と「基本設計&実施設計」のことです。例として、A計画事務所で応募する場合は、B建築設計事務所が協力事務所になり、B建築設計事務所が応募する場合は、A計画事務所が協力事務所になります。AまたはBに一級建築士事務所登録があれば有効です。

Q：プロポーザル技術提案書の締切日は、いつになりますでしょうか。

A：平成28年11月8日です。（注：今回の提出は参加意向申出で技術提案書ではない）

Q：実施要項の中にある「提出書類」は、6ヶ月以内に発行したものは有効か。

A：平成28年4月以降に発行したものが有効です。

Q：建築士事務所登録通知書は、建築士事務所登録証明書でも良いか。

A：良いです。

Q：参加表明書に建築士の経歴・実績を記載する欄がありません。経歴・実績がわかる資料を添付してよろしいでしょうか。

A：技術提案書のときに添付してください。

Q：技術提案書の提案項目、提案書枚数をご教示願えませんでしょうか。

A：今回は参加意向申出書です。提案書のプロポーザルのときに公開します。

なお、図書館構想は公開済です。今回はそれを基に図書館基本計画からはじまり、基本設計、実施設計の提案書のプロポーザルと考えています。

以上です。